

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 工 事 名 総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備 (オープンカウンター方式)
- 2 工 事 場 所 福岡県久留米市安武町武島15 筑後揚水機場 外
- 3 工 期 契約締結の翌日から60日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県又は佐賀県に本・支店又は営業所がある者で、令和7・8年度一般競争（指名競争）有資格業者のうち、工種「電気工事」の認定を受けている者。
- 3 見積書等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。（※FAX番号等は、4)に記載された番号）
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見積書提出期限 **令和7年9月12日 11時** まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川
FAX 0942-26-1525
総務課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質問書提出期限 **令和7年9月9日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令和7年9月16日 11時** までとします。
 - 6) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を締結するものとします。
 - 3) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備

仕様書

令和 7 年 9 月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備（以下「本件」という。）に適用する。

第2節 場所

福岡県久留米市安武町武島 15 筑後揚水機場 外

第3節 内容

筑後川下流用水管理所に設置している監視カメラ設備のうち、筑後揚水機場と三潴揚水機場間にバックアップ回線を構築するために必要なネットワーク設計、設定変更等に伴う整備を行うものである。

第4節 期間

契約締結の翌日から 6 0 日間

第5節 業務数量等

本件の数量は、別添「工事数量総括表」のとおりとする。

第6節 提出図書

受注者は、次に掲げる図書を作成し、機構に提出するものとする。

提出図書名	部数	提出期限	摘要
作業計画書	1部	現地着手の20日前まで	作業工程表、作業手順書等含む
成果品	1部	作業完了後	第3章第1節のとおり

第7節 担当職員

担当職員とは、本業務に定められた範囲内において、受注者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者である。

第8節 打合せ

受注者は、打合せを行った場合は、打合せ簿を作成するものとする。

第9節 作業注意

作業の実施にあたっては、他の既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう、十分注意するものとする。万一損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに受注者の負担において修復又は取り替えを行うものとする。

第 10 節 作業日時

作業を行う日時については、事前に作業工程表を担当職員に提出し、確認を得た後に行うものとする。

第 11 節 既設設備の運用停止

作業の実施に当たって、既設設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

第 12 節 守秘義務

受注者は、本業務の施行にあたって知り得た情報・秘密についてはこれを他に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

第 13 節 設計変更等

本件の契約後、設計内容に変更が生じた場合、協議の上、設計変更を行うことができるものとする。

第 14 節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第 15 節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 受注者は、以下の地点において震度 4 以上の地震が発生した場合、または、地震注意情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。
 - ・久留米市（津福本町）、筑後市（山ノ井）、みやま市（瀬高）、みやき町（北茂安）
神崎市（神埼）、佐賀市（駅前中央、諸富）

第 16 節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 整備内容

第1節 整備内容

筑後川下流用水管理所に設置している監視カメラ設備のうち、筑後揚水機場と三潅揚水機場間にバックアップ回線を構築するために必要なネットワーク設計、設定変更等に伴う整備を行うものである。

第2節 システム・インテグレーション

1. IP ネットワークを機能させるために必要なネットワーク設計、ネットワークデータ作成、試験、ドキュメント作成などを行うものとする。

IP ネットワークの構成は、「別図 システム構成図」のとおりとする。

2. 作業内容は、以下に示す装置毎の装置設定作業に機能設定作業を加えた作業項目、対象範囲とする。

(1) 装置設定作業

① ネットワーク環境調査

新たに設置するネットワーク及び関連する既設ネットワーク等の環境調査。

② ネットワーク設計

ネットワーク環境調査結果に基づくネットワーク設計。

③ 既存・関連システム整合設計

既存システム及び関連システムとのアドレス体系、基本ルーティング等の整合を図るための設計。

既設機器等への設定変更等の設計。

本設計結果をネットワーク設計にフィードバック。

④ コンフィグファイル作成

ネットワーク設計に基づき、新設ネットワーク機器の設定用コンフィグファイル
既設機器の設定変更ファイルを作成。

⑤ 既存・関連機器の設定及び試験・調整

作成したコンフィグファイルのネットワーク機器へのインストール。

②及び③にて設定変更等が必要となった関連機器等の設定変更作業。

設定したネットワーク機器を接続したネットワーク試験及びデータのチューニング及び修正。

⑥ ネットワーク総合動作検証

構築したネットワークの総合的な動作検証。

⑦ ドキュメント類作成

当該ネットワークの物理構成図、論理構成図、試験成績書及びコンフィグデータ
ファイル等のドキュメント類の作成。

場所	対象装置	作業種別	単位	新設	更新作業	設定変更
筑後揚水 機場	ルータ装置	小型ルータ（ボックス型）	台	●	—	—

三瀦揚水 機場	ルータ装置	小型ルータ（ボックス型）	台	●	—	—
筑後川下 流用水管 理所	WEB エンコーダ	小型ルータ（ボックス型）	台	—	—	●

(2) 機能設定作業

① マルチキャスト

マルチキャスト伝送に関わる設計等

作業種別	単位	対象装置		
		ルータ装置 筑後揚水機場	ルータ装置 三瀦揚水機場	WEB エンコーダ 筑後川下流用 水管理所
マルチキャスト	台	—	—	●

(3) その他

- ① バックアップ回線用として構築する VPN 回線に関する情報は、回線構築完了後、別途通知する。
- ② 現システム構成において、三瀦揚水機場吸水槽カメラ、三瀦揚水機場吐水槽カメラ、矢部川揚水機場吸水槽カメラ、矢部川揚水機場吐水槽カメラは、カメラ側 Web エンコーダにおいて、マルチキャスト伝送を行っているが、バックアップ回線構築時にユニキャスト伝送に変更し、筑後川下流用水管理所の Web エンコーダにて、マルチキャスト伝送を行う計画とする。
- ③ 設定作業実績について作業結果一覧表にして担当職員に提出するものとする。

第3章 成果品

第1節 成果品

1. 成果品は、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で1部提出するものとする。
2. 成果品とは第2章で作成したドキュメント類の外、作業計画書、打合せ簿、作業前・作業中・作業後の写真を含むものとする。

第2節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、担当職員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

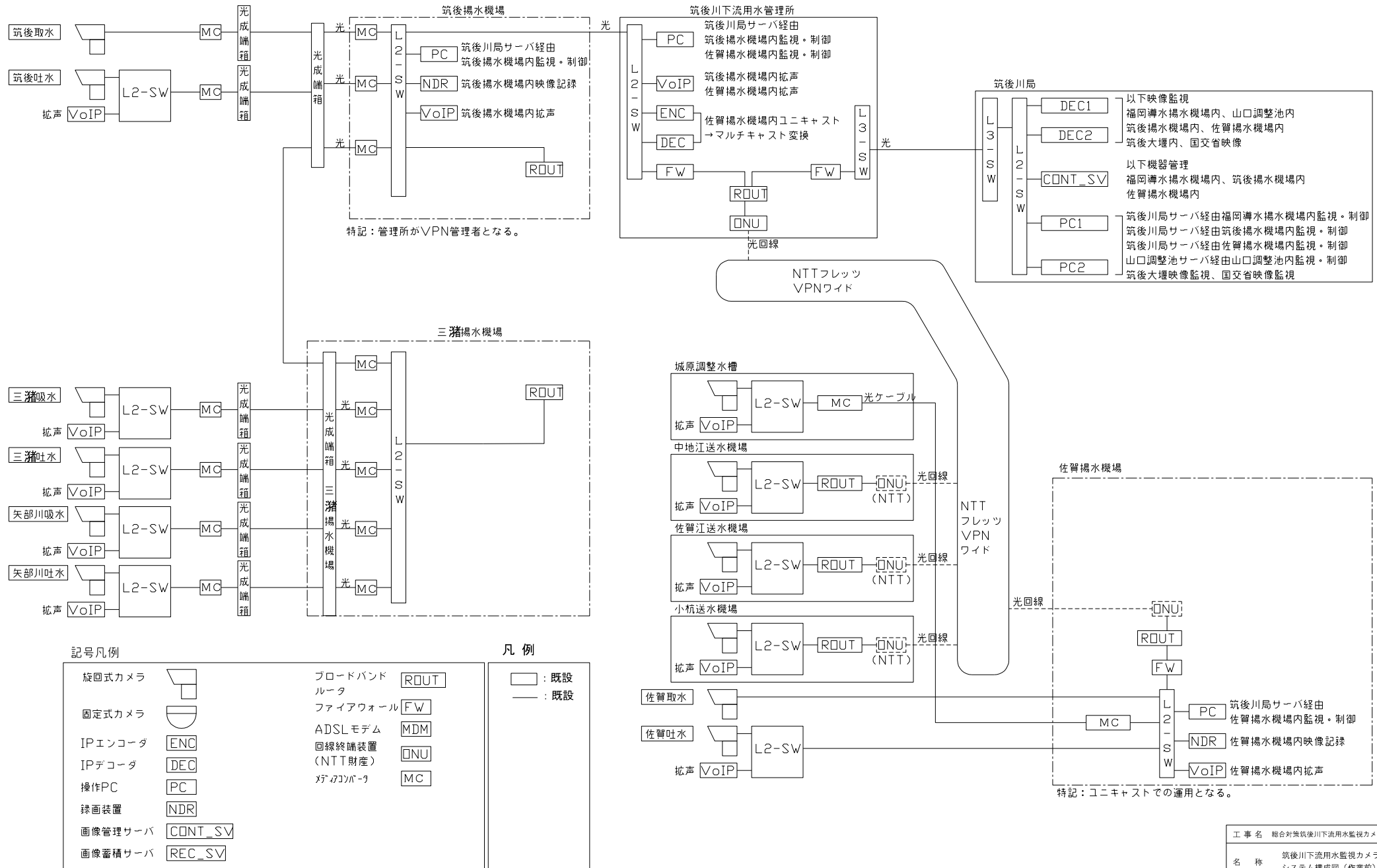
また、担当職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第3節 情報の漏洩、窃用等の対策

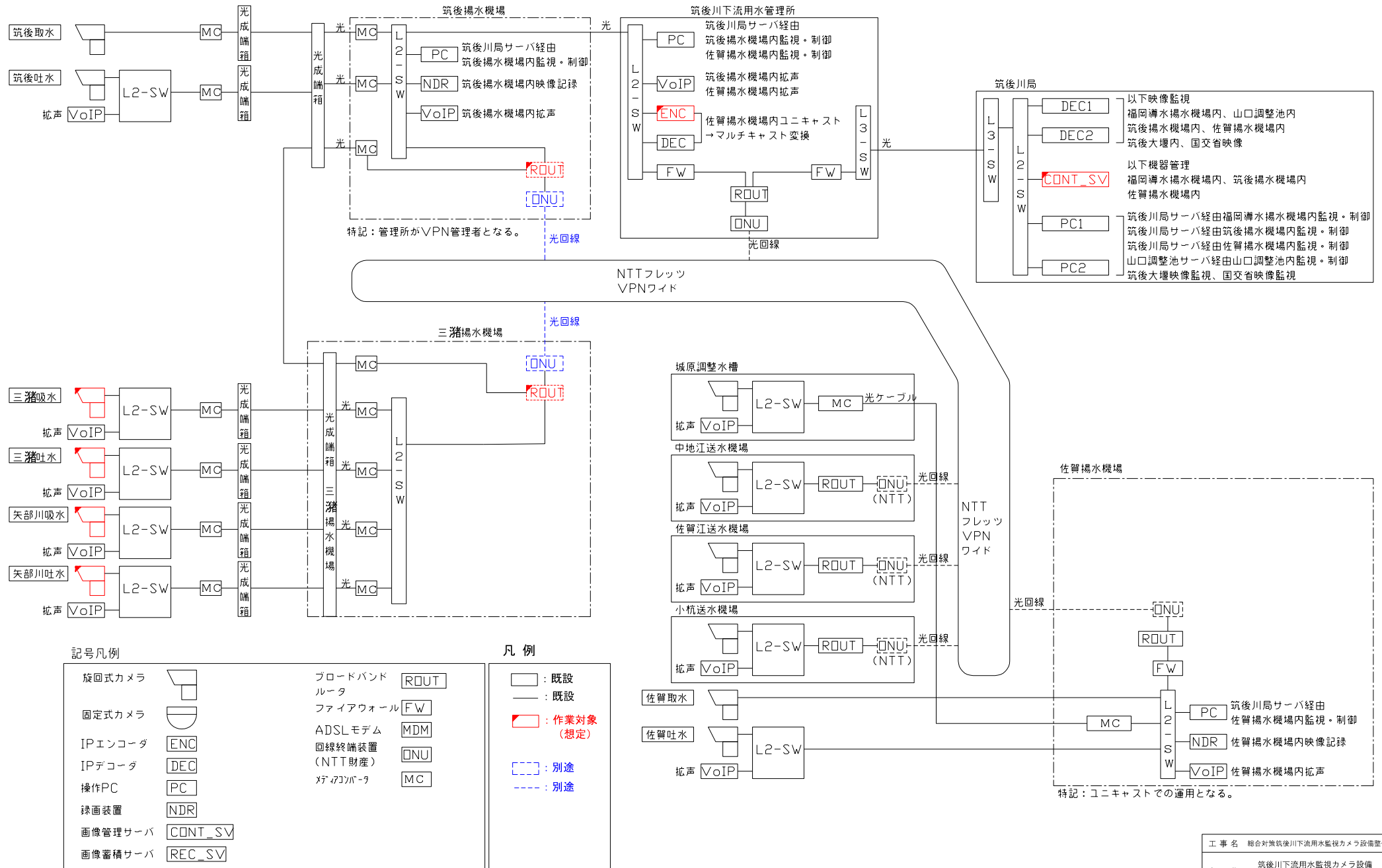
1. 受注者は、本件のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
2. 受注者は、本件に関し担当者から提供を受けた情報については、作業完了後又は、差作業中において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。本件の実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

以上

筑後川下流用水監視カメラ設備システム構成図（作業前）



筑後川下流用水監視カメラ設備システム構成図（作業後）



工 事 名	総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備		
名 称	筑後川下流用水監視カメラ設備 システム構成図（作業後）		
登録番号		整理番号	02
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備

独立行政法人 水資源機構
筑後川下流総合管理所

工事数量総括表

工事名	総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
電子応用設備		式		1		
監視カメラ設備工		式		1		
システム・インテグレーション 筑後揚水機場		式		1		
システム・インテグレーション（VPNルータ）	装置設定 新設	式		1		
システム・インテグレーション 三潴揚水機場		式		1		
システム・インテグレーション（VPNルータ）	装置設定 新設	式		1		
システム・インテグレーション 筑後川下流用水管理所		式		1		
システム・インテグレーション（WEBエンコーダ）	装置設定 設定変更	式		1		
システム・インテグレーション（WEBエンコーダ）	機能設定 マルチキャスト	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
機器間接費			式		1		
技術者間接費			式		1		
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
工事費計			式		1		

請 書

- 1 件 名 総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備
- 2 場 所 福岡県久留米市安武町武島15 筑後揚水機場 外
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
- 至 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔久留米〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年9月5日に交付された総合対策筑後川下流用水監視カメラ設備整備の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。